熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第26－901号）（水の官民連携レベル3.5）に関する質問への回答

No.	項目	関連資料	質問内容	回答内容	回答日
33	乙の解除権	基本契約書案第16条	第16条は甲（貴市）の解除権を定める条文です。甲乙がパートナーとして本事業に取り組むうえで、乙（事業者）の解除権についても条文に追記いただけないでしょうか。	ご提案の内容については参考とさせていただきますが、基本契約書（案）の変更は予定していません。 なお、受託者の解除権については、各個別契約の約款において規定しています。	10月21日
34	違約金の算定対象	基本契約書案第16条及び第17条	「委託金額全体」が違約金の算定対象となっているように読み取れます。 内閣府の「契約に関するガイドライン－PFI事業契約における留意事項について－」112頁によると、解除後の残存期間に対応する維持・管理費及び運営費の相当の対価（本事業でいう業務委託料）の100分の10に相当する額の一定割合を違約金とする考え方がございます。よって、本事業の違約金の算出対象について、解除時点での履行済み（支払い済み）委託料は算定対象から除外されると理解してよろしいでしょうか。	違約金については、基本契約書（案）第16条及び第17条その他契約関係書類の規定に基づき取り扱うものとします。 原案のとおりとします。	10月21日
35	個別契約不調時の違約金の請求	基本契約書案第22条第2項	第22条第2項は、乙が個別契約を締結しないときに、甲が違約金を請求できる旨を定める条文です。甲乙逆のパターンが発生する可能性もゼロではないことを考慮し、甲の事情により甲が個別契約を締結しないときには、乙が違約金を請求できる旨を追記いただけないでしょうか。	ご提案の内容については参考とさせていただきますが、基本契約書（案）の変更は予定していません。 なお、甲及び乙の権利義務並びに損害賠償その他の取扱いについては、基本契約書（案）及び各個別契約の約款に基づき対応することとしており、ご提案による違約金条項の追加は予定していません。	10月21日
36	協議が整わない場合の対処方法	基本契約書案第28条第9項他	第28条第9項や同書内その他条文において、以下の定めが複数記載されています。 「協議がその開始の日から●●日以内に整わないときは、甲がこれを定め、乙に通知するものとする。」 甲乙がパートナーとして本事業に取り組むうえで、この定めは片務的な印象を受けます。協議開始の日をいつに設定するかや、合理的な理由がある場合は協議期間を延長いただくなどのご配慮をお願いいたします。	本規定は、協議が整わないことにより業務の履行に支障が生じることを防ぎ、業務の円滑な履行を確保するために設けているものです。 なお、本市及び事業者は誠実に協議を行うことを前提としており、協議に当たっては個別の事情を踏まえ適切に対応します。 原案のとおりとします。	10月21日

37	物価変動による初回改定の基準日	基本契約書案　別紙5第9条第3項	別紙5（著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更の特約条項）の９(3)において、初回改定の基準時点の指標値は、「契約締結日の属する月の公表値」と定められていますが、『入札公告日の属する月の公表値』への変更をお願いいたします。 内閣府PPP/PFI推進室発出の令和6年改正の契約に関するガイドラインにおいても、本事項が推奨されています。さらには、令和7年2月のPFI推進委員会第14回事業推進部会では、予定価格算出時点とサービス対価改定基準時点が離れていると、その間の物価変動が正しく反映されず、入札不調や民間事業者へ過度な負担が生じるおそれがあるため、基準時点を前倒しして予定価格算出時点に近づけることが望ましいと整理されています。	ご提案の内容については参考とさせていただきますが、別紙5の規定は、本業務の契約条件及び契約期間を踏まえ設定したものであり、変更は予定していません。 なお、契約金額の見直しについては、別紙5「著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更の特約条項」に基づき適切に対応します。 原案のとおりとします。	10月21日